

令和8年度【補充申請】 高梁市競争入札等参加資格審査（物品、役務・業務）申請受付要領

令和7年2月に提出された、令和7・8年度分の「高梁市競争入札等参加資格審査（物品、役務業務）申請」について登録を行っていますが、令和8年度（中間年）は、新規資格申請、登録業種の追加申請受付を行います。

○新規で入札参加資格登録を希望される方（新規登録）

○業種の追加を希望される方（追加登録）

上記対象に該当される方で、高梁市が発注する物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）の取引を希望される方は、次により受付期間内に入札参加資格申請を行ってください。

令和7・8年度分に登録済みの方で、業種の追加のない方は、書類の提出は必要ありません。

◎留意点について

・「申請支援サービス」での申請書作成をお願いします。

「申請支援サービス」に登録し、必要事項を入力の上、申請書は印刷し、従来どおり関係書類と一緒に提出してください。（市内業者の方は、できるだけ申請支援サービスへ登録をお願いします。）

※「申請支援サービス」は申請書の作成及び情報の登録のみで電子での申請はできません。

申請支援サービス <https://gyouseisol.jp/gyousya/>（システム内に登録の説明書があります）

1. 入札参加資格審査の申請ができる事業者

申請ができるのは次の要件を満たす事業者の方です。

- (1) 登録申請日において引き続き2年以上、同種の営業を営んでいる者であること
- (2) 営業に関し、法律上必要とする資格等を受け、または届出等を行わなければならない場合において当該許可等を受けている者または当該届出等を行っている者であること
- (3) 国税および地方税を完納していること
- (4) 成年被後見人および被保佐人ならびに破産者で復権を得ない者でないこと
- (5) 高梁市暴力団排除条例（平成23年高梁市条例第35号）第2条に定める暴力団もしくは暴力団員等、またはこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

2. 受付方法

申請書類は配達記録が行われる方法（レターパック、書留郵便等）により**郵送**してください。（**市内業者のみ持参可とします。**）その場合には、封筒に『入札参加資格審査申請書 在中』と朱書き明記し、「受付票」（指定様式）を必ず同封してください。

高梁市に郵送物が到着したことが確認できる方法以外での提出の場合、提出の期限の延長は認められませんのでご注意ください。

3. 受付（提出）および問い合わせ先

[受付期間] ・市内の方：令和8年1月6日（火）～令和8年1月30日（金）

（受付時間：午前8時30分～正午および午後1時～5時）

※ 受付は土・日曜日、祝日を除く。

・市外の方（郵送）：令和8年1月6日（火）～令和8年1月23日（金）必着

[受付場所] 〒716-8501 高梁市松原通 2043 高梁市役所 4 階
高梁市役所 総務部 監理課
（TEL：0866-21-0235／FAX：0866-21-0262）

4. 提出書類と注意事項等

- (1) 申請書と必要書類は、紙製 A4 フラットファイル（とじ具は紙製又は樹脂製、ファイルの色指定なし）に綴り、ファイルの表紙と背表紙に、申請種別（「物品」又は「役務業務」）
※両方申請の場合は両方記入）、商号または名称を記入し提出してください。

※ 申請支援サービスへ登録を行うと申請書の印刷ができます。また、高梁市ホームページからダウンロードもできます。

- (2) 証明書は写し（コピー）可ですが、発行年月日が令和7年11月1日以降のものとしします。
(3) 必要書類の添付ができない場合があれば、理由等その旨を記載した「申立書」（任意様式）を添付してください。
(4) 申請書類に不足、また内容の不備等がないよう確認のうえ提出してください。

※書類の不足、不備等があった場合には、メールで案内をさせていただきます。不足書類の送付又は訂正書類の送付を申請期間内に送付ください。申請期日を過ぎた場合には受付はできませんのでご了承ください。メールの記載がない場合は「受取人払」で案内をいたします。

※審査には数日要します。また、例年不足書類や書類の不備等で1回で受理できないケースが数多くありますので申請期限に余裕をもって申請してください。

- (5) 受付票の控えについては、審査が終わりましたら「申請支援サービス」より印刷ができますので、返信用封筒による返送は行いません。

- (6) 所定の様式がある場合は、必ず所定の様式でご提出ください。

- (7) 国税の納税証明書の請求は、e-tax を使ったオンライン請求で行うことができます（スマホでも申請ができます）。e-tax ホームページ (<https://www.e-Tax.nta.go.jp/>) の e-tax ソフト (WEB 版) を利用ください。なお、オンライン請求の詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

- (8) 県税の納税証明書は、所轄の県民局、都道府県税窓口で請求してください。

- (9) 組合等組織化した団体で申請される場合は、構成員名簿を添付してください。

- (10) 適格請求書発行事業者（インボイス）に登録済みの場合は、申請書に登録番号を記入してください。

5. 登録の有効期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日（1年間）

6. 資格を得ると

「高梁市物品調達等競争入札参加有資格者名簿」に登載して、市が競争入札や見積合わせ等により、物品の購入や業務の委託等を発注する際の業者選定の対象となります。

ただし、指名や契約を約束するものではありませんで、予め申し添えます。

7. 資格の取り消しについて

名簿に登載された方が、次のいずれかに該当することとなったときは、その資格が取り消されますのでご注意ください。

- (1) 1に規定している要件に該当しなくなったとき
- (2) 申請書の重要な事項について虚偽の記載をして資格を得たとき
- (3) 入札参加資格を得た後、能力が著しく低下したことが認められたとき

8. 変更届

商号や代表者、事務所所在地といった登録内容や資格事項に変更のあった場合、または廃業したときは、速やかに「競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更届」（様式第9号）を提出してください。

9. 市内事業者の皆さんへのお知らせ

1件の予定価額が10万円未満の少額な物品の納入、製造の請負、役務の提供、業務委託等（建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等を除く）の取引のみを希望される市内業者の方は、申請手続きが簡易な「高梁市少額物品調達契約希望者簡易登録制度」がありますので、ご活用ください。（詳細は、高梁市ホームページをご確認ください。）